

高松港の特定重要拠点港湾指定に関する決議（案）

池田知事は11月20日の定例記者会見で、防衛力強化を目的に自衛隊等の利用を想定して指定する特定重要拠点空港・港湾の候補に高松港が挙げられていることについて「具体の提案があれば制度の内容を確認し、できる協力をしていく。民間利用が阻害されないことを確認し、県民の不安がなくなるよう国には説明を求めていく」と話した。県民の安寧な生活に大きく影響を及ぼす重大な問題であるにもかかわらず、1か月近くも県民に知らずことなく議会にも黙っていた。遺憾というほかない。

この特定重要拠点空港・港湾の指定、そもそも前提が間違っている。

特定重要拠点空港・港湾の指定は、昨年末、安全保障関連3文書を改定し閣議決定したことに端を発する。これによって政府は敵基地攻撃能力の保有によって相手を抑止するという考えに転換、その戦略の延長線上で民間の空港や港湾などのインフラや船舶の利用拡大を明記したことによる。これは明らかに政府がこれまで掲げてきた「専守防衛」を逸脱した憲法違反の閣議決定である。いまだ国民への説明も国会の議論と結論も経ていない状態で、前に進めることは立憲主義に反する。したがってそれには協力できない。

「平時から、円滑に空港や港湾を利用できるよう、施設管理者との間で円滑な利用に資する枠組みを設ける」ものというが、攻撃の対象にされ危険を呼び込むという認識が必要である。

知事が言う「安全なり民間利用が阻害されない中での利用」などありえない。「専守防衛」の枠を破り「反撃能力の保有」を公然と掲げた国に対して、反撃能力を保有する艦船の寄港地が狙われない保証はない。ウクライナでもガザの地でも、どれだけ軍事施設でないところが攻撃されているかを見れば明らかである。あらたな攻撃対象になるという認識をもつべきである。

現代の戦争の特徴は民間人が犠牲になることである。国際人道法において、民間人を標的にしてはならないというルールがあっても、残念ながら守られない現実があることを考えておかなければならない。

また、平時に訓練するという。訓練利用の際は、岸壁も利用の規制がかかるようになる。県民が待ち望む「県立アリーナ」や高級ホテルが使えない、敬遠されるということになりかねない。「訓練優先」とならない、民間利用が阻害されない保障などない。「大義」が振りかざされて「軍事優先」になるのが歴史から学ぶことである。

国は「デュアルユース」と称して「公共インフラは有事に国民を守る重要な機能を担う、軍用と民生に分けず、国力としての防衛力という観点で一体として運用すべきだ」としている。だが、「デュアルユース」は科学者を軍事研究へ誘導する際に使われている言葉であり、軍事研究に関わったら最後「軍事のしもべ」になってしまうのが歴史の教訓である。「軍事と民生の一体化」が民間人の犠牲拡大を招いている現実を直視すべきであり、日米地位協定のもとで高松港にも核を搭載したアメリカ艦船が入港することも視野に入れておかなければならない。

高松空襲の経験を持つ私たちがすべきことは、緊張関係を高める「敵基地攻撃能力」の保有でなく、新たな標的地をつくらぬよう、候補地として挙げられている地域の

方々と一緒になって「専守防衛」に立ち戻らせる努力をすることである。

以上、決議する。

令和5年12月14日

香 川 県 議 会